

平成18年3月14日

医療機関の長 様

香川県健康福祉部
長寿社会対策課基盤整備グループ

介護保険法改正に伴う別段の申出について

日頃、高齢者福祉及び介護保険事業の円滑な運営に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
介護保険法の一部改正法の4月1日施行に伴い、健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関又は同法第86条第1項第1号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所の開設者については、介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションの指定があったものとみなされます。ただし、病院又は診療所が3月31日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでないとされております。

しかしながら、例えば、訪問看護について別段の申出を既に出されている病院又は診療所が介護予防訪問看護を行うことはないと考えられますので、今回の法改正に伴う事務処理につきましては、既に別段の申出をお出しいただいている居宅サービスと同種の介護予防サービスについては、別段の申出があったものとして取り扱いますので、ご了承ください。

なお、居宅サービスについては別段の申出をしているが、介護予防サービスについては行う場合又は居宅サービスについては行っているが、介護予防サービスについては行わない場合は、個別に当課までご連絡をお願いします。

担当 香川県健康福祉部長寿社会対策課 基盤整備グループ 中川、佐々木 TEL 087-832-3266 FAX 087-835-2980
--